

令和7年度障害福祉サービス事業者等集団指導 (指定・指導監査関係)

～共同生活援助事業所を運営している事業所向け～

令和8年3月24日

姫路市役所 監査指導課

目次

- 1. 地域連携推進会議について P. 3
- 2. 共同生活援助における運営や支援に関する
ガイドラインの活用について P. 4

地域連携推進会議について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、**地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和6年度は経過措置による努力義務、令和7年度より義務化）。**

義務化された内容

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準より抜粋

(地域との連携等)

第二百十条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「**地域連携推進会議**」という。)を開催し、**おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。**

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、**おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。**

4 指定共同生活援助事業者は、**第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。**

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

**令和7年度からの義務化であるため、令和8年度以降の運営指導において、令和7年度中に必要な会議、見学、記録の公表が未実施の事業所は運営基準違反になりますのでご注意ください。
記録の公表はWAM-NETを用いて行ってください。**

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインの活用について①

令和8年2月に厚生労働省より、共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインが発出されました。

また、ガイドラインの発出に併せて厚生労働省より通知があり、新規指定の際、又は、既存事業所の運営状況の把握・指導等の際の留意点も示されました。

それを踏まえ、事業者説明会をご覧の既存事業所の方々には、**当該ガイドラインの内容の把握と、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン 自己チェックシート」**による自己評価を実施いただき、自己評価の結果は、事業所内の職員で共有することでサービスの改善に向けて検討を行ってください。また、地域連携推進会議においても自己評価内容を報告し、構成員から客観的な助言を得るなど、自己評価の結果を有効に活用してください。

次ページ以降に厚生労働省より通知された既存事業所への運営状況の指導の概要をお示しします。

「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」、「自己チェックシート」は姫路市ホームページ「令和8年事業者説明会の受講について」を参照

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインの活用について②

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

ア 管理者業務

指定基準第 66 条に基づき、管理者は当該事業所の「職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと」、「事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと」とされている。

当該事業所に係る質問について、管理者が適切に回答できない、サービス提供の記録等からの勤務実態等が確認できない場合には、管理者業務を十分に果たしているとは言えないと考えられるため、是正するよう指導する。

イ 人員配置

サービス管理責任者、生活支援員及び世話人等が適切に配置されているか十分に確認する。**少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導等まで）**は、やむを得ないと認められる場合を除き、**同一のサービス管理責任者等が一貫して業務を行っているか、過度に当該事業所における勤務時間が短時間になっていないか等、人員配置状況を確認**することが望ましい。また、職員の求人募集を頻繁に行っていたり、変更届により職員の頻繁な離職が生じていたりするなど職員が定着していない状況を把握した場合は、重点的に確認する。

⇒現在、姫路市ではサービス管理責任者の人員配置は常勤換算0.5以上を求めています。

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインの活用について③

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

ウ 障害福祉サービス等情報公表制度等における対応状況

障害福祉サービス事業所は、法第76条の3に基づき、WAMネットに運営状況等を公表することが義務づけられているため、**未掲載の場合は指導**する。

エ 法令遵守責任者の確認

業務管理体制を整備するに当たっては、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任することとされているところ、**法令遵守責任者がその役割を適切に果たしているかについて、業務管理体制の整備に関する事項の届出先である国や都道府県等とも協働し、定期的に確認**する。

⇒姫路市では業務管理体制の整備に関する手引きを作成しております。

届出に関する事項だけでなく、事業者・法令遵守責任者の責務、業務管理体制の考え方等の一連のプロセスについてまとめておりますのでご活用ください。

詳しくは姫路市ホームページ「業務管理体制の整備について」を参照

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002691.html>

受講ありがとうございました。

この度の集団指導は受講報告書の提出は必要ありません。
各事業所、集団指導内容を踏まえ、適正運営に努めてください。
また、3月30日実施予定の事業者説明会もお忘れなく受講してください。

